

## こんな手口には気をつけよう

### 悪質商法あれこれ

ケース  
1

#### デート商法

電話やメールで、友だちや恋人になりたいなどと言って、あたかも好意があるように見せかけて呼び出し、言葉巧みに高額な商品や会員権などを売りつける業者があります。



いくら「一度、会いましょう」と言われても、見ず知らずの人に会いに行きはいけません。もし相手に会い、物を勧められたりしても勇気をもって断りましょう。本当に友だちや恋人になりたいと思っている人は、相手に物を売りつけることはしません。

ケース  
2

#### キャッチセールス

街で「アンケートをお願いします」「手相を見せてください」「エステの無料体験をしませんか?」と商品の販売目的で近づいてくる業者があります。安易にアンケートに答え、次々に勧誘の電話がかかってきたりメールが届くようになります。さらに店などに連れて行かれると、商品を買うまで帰してもらえない場合もあります。

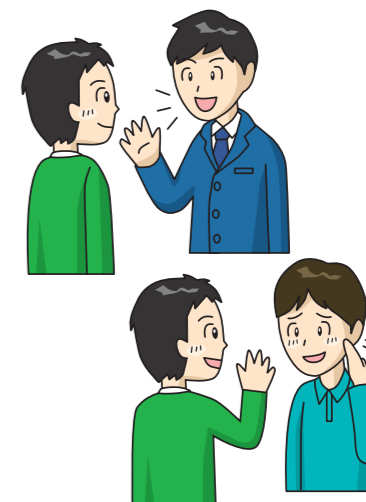


名前や住所、連絡先など、個人情報は安易に教えるはいけません。また商品を勧められても「いりません」と、はっきり断るようにしましょう。

ケース  
3

#### マルチ商法

「友だちを仲間の会員にすれば、必ずもうかる」と声をかけ、販売組織の会員を増やそうとする業者があります。思うように会員を誘うことができないと高額な商品だけ買わされ、大きな借金を抱えてしまうこともあります。また大切な友だちとの関係を壊してしまうこともあります。



ほとんどの人はお金がもうからず、支払ったお金でさえもどってこない危険があります。業者や友人から誘われてもキッパリと断りましょう。

ケース  
4

#### アポイントメントセールス

電話やメール、ハガキで「あなたは〇万人の中から選ばれました」と、とても有利な条件で契約できるなどと誘い出し、高額な商品売りつける業者があります。呼び出された場所に行ってしまうと、商品を買うまで帰してくれない場合もあります。



出かけていくと、言葉巧みに説得されてほとんどの人が契約してしまいます。誘われても絶対に行きはいけません。